

W T O 農 業 交 渉 日 本 提 案 詳 細 説 明 ペ ー パ ー

輸 出 支 援 措 置

輸出入国間の権利義務バランスの回復及び食料輸入国の食料安全保障の観点から、輸出奨励措置や輸出制限措置について、例えば以下のような規律を確立する。

なお、輸出規律については、輸出国、輸入国双方が納得し得る公平で公正な合意を形成するためにも、輸入規律に関する合意内容とのバランスに配慮しつつ交渉を行う。

- ・ 輸出奨励措置や輸出禁止・制限に関する措置に対する規律は、輸入に関する規律に比べて緩やかなものとなっており、我が国は、輸出入に関する権利義務バランスの観点及び輸入国の食料安全保障の観点から、提案を行っている。具体的には、輸出に関する措置について、輸入に対する規律と対称となる規律を導入することを基本的な考えとしている。

(1) 輸 出 補 助 金

輸出補助金の額・補助金付き輸出量について、更なる削減を行う。
約束実施期間における輸出補助金のロールオーバー等に対する規律を強化する。
輸出補助金単価の譲許を行い、約束実施期間中段階的に削減する。

- ・ 輸出補助金については、改革過程の継続の観点から、削減を提案している。
- ・ また、輸入規律とのバランスとの観点から、実施期間中、毎年等量での削減を行うべきであり、ロールオーバーや前借りを可能とする条項(9 条 2 b) は撤廃すべきである。
- ・ さらに、輸入に関しては譲許税率が荷口ごとに適用されるのに対し、輸出補助金に関しては全体の数量及び金額のみが約束対象であるという規律のアンバランスが存在している。このため、U R で合意されたカテゴリーごとに、86-90 年の平均輸出補助金単価の 36%削減値を基準とし、実施期間中段階的に削減することとする。

開発途上国の関心のある品目・市場に対する輸出補助金の規律を強化する。

- ・ 途上国からのリクエストに基づき、協議の上、追加的な規律を決定する。

特定市場に ついて追加的規律を設ける際には、当該市場たる国の同意が不可欠である。

OECDでの議論を踏まえ、輸出信用に対する規律の強化を行う。

- ・ OECD 等他の国際機関での議論もインプットとして活用しつつ、10条2項の実施問題を早急に解決する。
- ・ 並行して、今次交渉においては、輸出補助金に対する規律と同様の拘束力を持つ規定の確立のための交渉を行う。
- ・ その際、輸出信用の規律が人道的配慮を目的とした食料援助の実施に支障を生ずることがあってはならない。

国内支持のうち、輸出補助の性格のあるものにつき、輸出規律の対象とするよう規律を強化する。

- ・ 生産のX%以上が輸出されている品目について、不足払い等輸出を振興する効果のある政策措置を対象とする。
- ・ 当該措置は総合AMSに含めると同時に、そのうち輸出に係る分については輸出規律の対象にも含める。
- ・ 一般の輸出補助金については現行譲許の最終約束水準を基準とするが、本件国内支持のうち輸出に係る部分については、86-90年の数量21%減、金額36%減を基準とする。

(2) S & D

開発途上国にとって過大な負担とならないよう、義務の免除・緩和措置を講じる

- ・ 輸出補助に関する規律については、現行協定で途上国に与えられている柔軟性(9条4項)を維持するとともに、新たに策定する輸出信用に対する規律においても、途上国への柔軟性を確保する。また、マラケシュ決定第4パラに沿って、LDC及びNFIDCに対する異なる扱いを確保する。